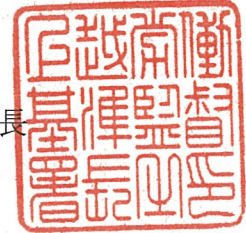




上越基署発 0802 第 1 号  
令和 6 年 8 月 2 日

労働災害防止団体等の長 殿

上越労働基準監督署長



### 死亡災害の急増に伴う労働災害防止対策の徹底について(要請)

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、上越労働基準監督署管内(上越市・妙高市・糸魚川市)では、令和 6 年に入り死亡労働災害が急増しており、既に 5 人もの尊い命が亡くなりました。令和 5 年は年間で 3 人、近年では死亡労働災害が多発した平成 25 年でも年間で 6 人となっており、本年は半分ほど経過した時点で近年の最多を改悪する勢いで死亡労働災害が多発しています。(別添「令和6年死亡労働災害発生状況」参照)

また、上越労働基準監督署では、第 14 次労働災害防止計画において死亡労働災害を基準年である令和 4 年の 2 人より減少させることを目指していますが、死亡者数の急増により大変憂慮すべき状況となっています。

さらに、夏季に入り熱中症による重篤な労働災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、本件要請の趣旨を御理解いただくとともに、これ以上の尊い命が犠牲となる死亡労働災害を発生させないため、下記の基本的な安全対策の徹底が労働者一人ひとりに浸透するよう、傘下の会員事業場等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

#### 記

### 1 死亡労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

#### (1) 熱中症による予防対策

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」リーフレットに記載されたキャンペーンの実施事項に取り組むこと。



## (2) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。



## (3) 墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。



イ 通路や階段等における転倒災害防止対策を充実させること。

## (4) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具(保護帽、墜落制止用器具等)の適切な使用を徹底すること。

## (5) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

## (6) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者(外国人労働者を含む。)の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

## (7) 安全衛生意識の高揚

経営トップが自ら先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。

## 2 業種別の死亡労働災害の防止対策等

### (1) 建設業

ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、

墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。

イ 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等、車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。

ウ 降雨等の悪天候時における河川の増水や土石流による労働災害防止対策を徹底すること。

エ 土砂崩壊災害防止対策の徹底及び自然災害・復興工事における労働災害防止対策を徹底すること。

オ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導援助を徹底するとともに、一人親方等に対する安全衛生対策についても十分に配慮すること。

## (2) 製造業

ア 階段や作業床の端、開口部等の建設物や構築物における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。

イ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合における当該機械の運転停止措置等を徹底すること。

ウ 食品加工用機械、木材加工用機械その他生産機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施し、安全装置の異常や、動作不良等の不具合を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

エ 構内で使用するクレーン等による労働災害防止対策及び玉掛作業における労働災害防止対策を徹底すること。

## (3) 陸上貨物運送事業

ア 貨物自動車の荷台上での作業における荷台からの墜落・転落災害防止対策等、荷役作業における安全対策を徹底すること。

イ 荷台への昇降の際における安全な昇降設備の設置及び使用を徹底すること。

ウ 積み荷等の落下や荷台等からの墜落・転落時に労働者の頭部を保護するため、荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させること。

エ 荷役作業とその付帯業務に対する荷主等との役割分担の明確化や連絡調整を実施する等、荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組むこと。

## 令和6年 業種別死亡災害発生状況

上越労働基準監督署

No.	発生月	発生状況	事故の型	起因物
1	1月	大型貨物自動車の荷台に、フレキシブルコンテナバッグ(丸形1t用)を2段積みし、シート掛け作業を行っていたところ、1段目のフレキシブルコンテナバッグ上から地上に墜落した(推定)。作業時には、保護帽を着用しておらず、また、墜落制止用器具も使用していなかった。[60歳代・男性]道路貨物運送業	墜落、転落	トラック
2	2月	普通旋盤により、加工材の金属部品を回転させた状態で、両手でサンドペーパーを加工材に押し当てながら表面仕上げ作業を行っていたところ、左手に着用していた軍手が、回転中の加工材に巻き込まれ、その勢いで当該旋盤のチャック部に頭部を打ちつけた。[20歳代・男性]製造業	はさまれ・巻き込まれ	旋盤
3	5月	倉庫内に建材を荷降ろしするため、トラックをバックで停車させて運転席から降りて倉庫のシャッターを開けていたところ、トラックの逸走がはじまり、その後部にいた被災者が、トラックと建物にはさまれた。[40歳代・男性]小売業	はさまれ・巻き込まれ	トラック
4	6月	工事見積書作成のため、単独で山林の踏査に向かった労働者が翌日になっても戻らず、捜索したところ山林内で倒れていたところを発見した。外傷の状況から熊に襲われたものとみられる。[50歳代・男性]建設業	その他	その他の環境等
5	7月	地上においてマンホール内の保守点検作業を一人で行っていた。就業時刻になっても帰社しないことから、従業員で捜したところ、マンホール内(深さ約4メートル)で倒れている被災者を見つけた。[40歳代・男性]清掃業	墜落、転落	建築物、構築物